

制限付一般競争入札公告

水道管漏水調査業務について制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和2年7月10日

守山市長 宮本和宏

1 業務の概要

- (1) 入札番号 0727-5
- (2) 業務名 水道管漏水調査業務
- (3) 履行場所 守山市内
- (4) 履行期間 契約締結日から令和3年1月29日まで
- (5) 業務概要 漏水調査 1式（仕様書記載のとおり）

2 入札参加資格に関する事項

令和2年度守山市建設工事請負業者等受付名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者で、次に掲げる要件をすべて満たす者のみが、この入札に参加することができる。

ただし、開札まで次に掲げる要件を満たしていることを必須とし、要件を満たさなくなった場合は入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 【業種No.100上下水道施設等維持管理・運転管理（取扱内容④上下水道管の漏水調査）】を希望種目として登録している者で、滋賀県内および京都府、大阪府に本店または支店がある者。また、本業務に従事する主任技術者は、水道施設管理技士2級以上の資格保有者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成23年告示第158号）に基づく入札参加資格停止およびその他措置を受けていない者
- (5) 業務実績

平成27年4月1日以降、国、地方公共団体または公共法人が発注し、元請（単体）として公告日の前日までに完了し引渡し済の次の要件を満たす業務の実績を有する者

【水道管漏水調査業務の業務実績】

- (6) 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体は入札に参加することができない。

ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

イ 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員

ウ 暴力団関係者 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者をいう。

(ア) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(イ) 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

(ウ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(エ) 暴力団、暴力団員または(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

3 入札参加資格の審査について

(1) 入札後の事後審査とする。

(2) 落札予定者（最低入札価格の者）が提出した「制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）」および前条に基づき、入札参加資格を有する者であるならば、当該落札予定者を落札決定とする。

(3) 落札予定者に入札参加資格がないと認めた場合は無効となり、次に入札価格が低い者から同様に審査していく。

4 入札方法および開札日時等

入札については、守山市財務規則（昭和39年規則第6号）、守山市郵便入札実施要領（平成23年告示第31号）等により執行する。

(1) 契約担当者 守山市長

(2) 入札執行者 指定職員

(3) 郵便による入札とする。（郵便入札封筒記載例を参照のこと）

(4) 封筒の表面に朱書きで「入札書等在中」と表記し、入札番号等の必要事項を記載のうえ、一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便のいずれかで入札書等到達期日必着とする。（指定郵便以外、期日後着または必要事項が記載されていない場合等は返却します。）

(5) 送付先 〒524-8799 近江守山郵便局留 守山市役所 総務部 契約検査課

(6) 入札書到達期日 令和2年7月21日（火）

※入札書等到達期日間際に手続きをされる場合は、必ず窓口で到達期日を確認して下さい。入札書に記載する日付は、作成日とすること。

(7) 郵送開始日 令和2年7月16日（木）

(8) 開札日時 令和2年7月27日（月） 午前11時00分

(9) 開札場所 守山市役所 3階 32会議室

- (10) その他 郵便入札された方等は当該入札の開札に傍聴、立会いできます。
- 5 保証金 入札保証金および契約保証金は、免除する。
- 6 違約金 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5を徴収する。
- 7 前金払 前金払は行わない。
- 8 部分払 部分払は行わない
- 9 最低制限価格 最低制限価格は設けない。
- 10 無効入札

- (1) 入札参加資格のない者（代理人等）のした入札
- (2) 入札者が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (3) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (5) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (6) 入札書に入札書到達期日の翌日以降の日付が記載された入札書
- (7) 代表者が同一の複数の入札書
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

11 入札の辞退

- (1) 入札執行にいたるまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、既に郵送した入札書を撤回できるものではない。また、開札までの間に入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、辞退しなければならない。
- (2) 入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出（持参もしくは普通郵便で「辞退届在中」と朱書き）すること。なお、入札辞退届の提出もなく入札書の提出がなかったときは、指名停止（1月間）を行う。

提出先 〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号 守山市役所 総務部 契約検査課

- (3) 入札の辞退により、以後不利益な扱いを受けるものではない。

12 その他必要事項

- (1) 落札者のないときは、別途日時を定め再度行うことがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、後日、日時を定めくじにより落札者を決定する。
- (3) 落札者は落札決定の通知を受けたときは、10日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 仕様書等を熟知しておくこと。
- (5) 仕様書等の質疑は7月14日正午迄とし、質疑書（任意様式）で記入し、電子メールで施設工務課に伝送し、架電にて送信確認を行うこと。回答は質疑のあった場合のみ7月15日から守山市ホームページで提示する。
- (6) この業務の入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(7) 仕様書等の閲覧場所 守山市総務部契約検査課

13 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者または免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14 発注担当課

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市役所 上下水道事業所 施設工務課 担当者 野玉

TEL 077-582-1128 FAX 077-582-5780

15 入札に関する問い合わせ先

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市役所 総務部 契約検査課

TEL 077-582-1147 FAX 077-582-0539